

要望書作成にあたっての留意事項、作成要領

【業務部門対策技術率先導入補助事業】

○対象事業の要件は以下のとおりである。

- ・エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための代替エネルギー（代エネ）設備又は省エネルギー（省エネ）設備の導入事業であること。

- ・地球温暖化対策推進法に基づく実行計画に明確に位置付けられている地方公共団体施設への代エネ・省エネ設備の導入事業であって、下表に掲げる対象施設・設備の導入事業であること。

なお、上記実行計画は、3年以内（平成17年4月以降）に策定又は改定されたもの、あるいは平成20年度中に策定又は改定することが必要である。

- ・導入する設備は以下の要件を満たしていること。

（補助対象設備の要件）

対象施設・設備の種類	規模等の要件
1. 代替エネルギー設備	
ア 太陽光発電	太陽電池出力が20kW以上であるもの。
イ 燃料電池	発電出力が1kW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
ウ バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、CO2削減率が15%以上であるもの。
エ バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつ、エネルギー回収率が50%以上であるもの。
オ バイオエタノール利用	省CO2率が10%以上であるもの。
カ 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50kW以上であるもの。
キ 小水力発電	発電以外の用途に供する工作物に設置される、発電出力が1,000kW以下のもの。
ク その他の代替エネルギー利用設備	アからキに掲げる設備と同等以上の規模又は効果を有する設備であって、二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円/トン以下であるもの。
2. 省エネルギー設備	以下の要件を満たすもの。

	<p>(ア) 庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの、又は、新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。</p> <p>(イ) 二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円/トン以下であるもの。</p>
--	---

備考

1. 「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
2. 「省CO2率」とは、従来システムによる年間CO2排出量に対する年間CO2排出削減量の割合とする。
3. 「エネルギー回収率」とは、原料の発熱量及びバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合とする。
4. 「二酸化炭素削減費用」とは、補助金額を耐用年数を通じた二酸化炭素の総削減量で除した値。
5. 「二酸化炭素削減率」とは、従来システムによる年間二酸化炭素排出量に対する年間二酸化炭素排出削減量の割合とする。

○要望書の作成にあたっての留意事項は以下のとおりである。

- ・ 要望書の全ての欄について、記載例を参考にして洩れがないように適切に記載すること。

- ・ 「事業の目的・内容」欄に、上記要件の区分により、導入施設・設備の種類、規模等を記載するとともに、設備の内容・規格が把握できる資料を添付すること。

また、上記要件における「バイオマス利用率」、「エネルギー回収率」、「二酸化炭素削減率」及び「二酸化炭素削減費用」について記載する際には、数値の算出根拠となる計算書を添付すること。

- ・ 「事業の効果」欄において、当該事業による二酸化炭素排出量の削減見込量及び、費用対効果（補助要望額/(CO₂削減量×法定耐用年数)）、地域住民等への普及啓発方法及び波及効果について事前に計算・評価等を行い、その内容（計算書等）を添付すること。

- ・ 事業費の積算にあたっては、根拠となる見積書や設計書などの金額から適正・正確に積算を行うこととし、要望書提出の際は必ずこれらの根拠資料を揃えて提出すること。